(1)

書き変えられた「癩予防法」改正案

―全患協運動の一場面を描くための、適した表現方法の選択として―

稲葉　上道

はじめに

二〇一一年度の秋季企画展では、「たたかいつづけたから、今がある　―全療協60年のあゆみ―」を開催した。全患協の取り組みの推移を、運動の各場面を写した写真や当時を知る方々の証言で追う展覧会だった。

ところで、すべての表現方法について言えることだが、展示にもなじみやすい資料やテーマと、そうでないものとがある。今回の企画展で言えば、写真に写るものは展示しやすく、反対に概念や法令は展示しにくい。概念や法令は、表現方法としては、むしろ展示よりも文字による叙述に向いているのだ。

展示には、このように向き不向きがある。無理にすべてを展示で表現しようとしても、混乱を来すばかりになってしまう恐れが強くなる。肝心なのは、表現しようとする者が、それに合っている表現方法を適切に選択することだ。その点で博物館施設には、複数の表現方法を持っているという強みがある。

今回の企画展で展示するため、長島愛生園入所者自治会から全癩患協結成前後の文書綴りをお借りした。全患協の前身のひとつである瀬戸内三園協議会の議事綱要や、第一回支部長会議議題を、その中身にまでは踏み込まないにせよお見せできたのは、同自治会がこの文書綴りを保存していたおかげである。実はこの文書綴りの中にも、重要だが展示になじみにくい文書が存在していた。「ハンゼン氏病法草案」(1)がそのひとつである。

そこでここでは、全患協のたたかいを追うという企画展の趣旨はそのままに、表現方法を展示から叙述に替えて、企画展では取り上げられなかった一場面を描いてみたい。全患協による「癩予防法」改正運動の中で、らい予防法闘争の前段階にあたる取り組みが「ハンゼン氏病法草案」の作成である。

「らい予防法」成立までの経緯

「ハンゼン氏病法草案」とは、全患協のらい予防法改正促進委員会と長谷川保衆議院議員が、当時施行されていた「癩予防法」（旧法）の改正を実現するために用意した法案である。多磨全生園の光岡良二を中心に、同じく多磨の盾木弘、菊池恵楓園の増重文の意見、更には多磨全生園の医師義江義雄の助言と、海外のハンセン病関連法を取り入れてまとめたとされている(2)。『全患協運動史』(3)に基づき当時の動きを概観すると、次のようになる。

一九五一（昭和二六）年一月に発足した全癩患協は、まもなく書面会議において「癩予防法」の改正を議論し始めた。一九五二（昭和二七）年五

(1)「ハンゼン氏病法（草案）」『昭和二十九年度　参考書　評議員会』長島愛生園入所者自治会所蔵。

(2) 成田稔『「らい予防法」四十四年の道のり』（皓星社、一九九六年）。
なお成田は生前の光岡本人から、草案作成に際してアメリカの関連法を転載した旨を聞いたと語っている。

(3) 全国ハンセン氏病患者協議会『全患協運動史』（一光社、一九七七年）。

月二三日、多磨全生園で開催された全患協第一回支部長会議は、「癩予防法」改正に丸一日を割いて議論した。厚生省に改正の意思はないという観測が流れる中で、改正の要点をまとめた討議だった。この会議では一方で、三園長証言の内容を各支部代表が知ることとなった。

九月一〇日、全患協はらい予防法改正促進委員会を設置することとし、以後自分たちが望む改正を強く求めていった。

一一月一三日、長谷川保議員が提出した「癩予防と治療に関する質問趣意書」に対する政府の回答は、厚生省に法改正の意思がないことを明らかにした。これに対し衆議院厚生委員会は、療養所の実情を知るべく一二月一二日に視察団を全生園に派遣することとした。『全患協運動史』には、「待ちに待った議員団の来訪に備え、促進委員会はほとんど徹夜で提出資料の作成に当たっていた」（P47）とある。光岡良二が翻訳した「合衆国に於けるライの状態を改善する為並に他の目的の為に公衆保健局設置法を改正する法案」(4)に付された「一九五二・一二・一二」の年月日は、アメリカにおけるハンセン病関連法の改正案が提出資料のひとつだったことを物語っている。結局視察団は、衆参合同で一二月二五日に来園した。この場で議員たちは口々に法改正に取り組むと明言し、議員立法をめざして長谷川議員が改正法案を作成、二月に国会に議案提出する計画となった。そのために「長谷川代議士と促進委員会との頻繁な打ち合せが重ねられ、年が暮れた」(5)とある。

一九五三（昭和二八）年一月一四日、長谷川議員から改正案が全患協本部、促進委員会、多磨支部に示され、衆議院厚生委員会案として二月上旬の国会提出、三月中の法改正を目指すとの説明があった。

改正案に対する意思統一を図るべく、全患協は一月二四日から支部代表による会議を持った。一月二八日、そこでの意見は長谷川議員に伝えられ、厚生委員会案として修正が加えられることになった。

ところが二月一〇日、長谷川議員から、この改正案を骨子とすることを希望条件に、立案を厚生省に譲ったとの知らせがもたらされた。改正の意思がなかったはずの厚生省から、議員立法では「厚生省の面子がつぶれる、もともと厚生省の主管であり、厚生省で担当者をきめ、作成するから譲って貰いたい」(6)との申し入れがあったことが理由だった。こうして改正案作成の主導権は、一転厚生省へと移り、全患協は二月二八日「『ハンゼン氏病法』の制定をかく願う」(7)を発表することぐらいしか打つ手がなくなってしまった。

以上のような経緯で、吉田茂首相の「バカヤロー解散」（三月十四日）に伴い一度は流れた改正案と、更に修正を加え八月一五日に「らい予防法」（新法）となって成立した法案は、全患協が満足できない内容へと急変してしまった。この激変に待ったをかけようとしたのが、らい予防法闘争なのである。

さて、もう少しで国会に提出されるはずだった、長谷川議員と改正促進委員会とがまとめた「癩予防法」改正案こそが、「ハンゼン氏病法草案」（以下、「草案」と略す）である。いわば、全患協版「らい予防法案」とでも呼べるだろう。この「草案」が備えている条文を見ていくことで、全患協が何を望んでいたのかがわかる。「旧法」の改正案である以上、「旧法」に規定されている条文を下敷きにしているが、その内容は大きく異なっている。また、従来「旧法」にはなかった新しい要素を多く加えている。職業補導機関や研究所の設置、ハンゼン氏病予防年金創設などは、カーヴィルから入手し光岡良二が翻訳した「合衆国に於けるライの状態を改善する為並に他の目的の為に公衆保健局設置法を改正する法案」（以下、「米法」と略す）からの影響が強い。

(4) 「資料1　合衆国・国立ライ療養所設置法」国立ハンセン病資料館所蔵。
(5) 前掲『全患協運動史』P48。
(6) 前掲『全患協運動史』P48。
(7) 全国国立癩療養所患者協議会「全癩患協ニュース　No.26」一九五三年二月二八日。

(3)

また、一旦解散で流れた厚生省案（以下、「流案」と略す）と、「らい予防法」として成立した法案（以下、「新法」と略す）との共通点や相違点を見ていくことで、どのような思惑で「らい予防法」ができていったのかを知ることができるだろう。

以下、後掲の比較表を参照しながら、「草案」と他の二つの法案との比較を試みてみたい。「草案」を軸とするため、〈　〉内の見出しと条文の番号は、規定が存在する限り「草案」のものを記した。

法案の比較

第一章総則　〈目的〉第一条

三案とも第一章を総則とし、第一条で法律の目的を述べている。内容も予防・医療・福祉・公共の福祉に言及している点でほぼ同じである。

〈国の義務〉第二条

〈地方公共団体及び医師等の義務〉第三条

「草案」は、予防・医療・福祉・医学的知識の普及を国の義務、それへの協力を地方公共団体や医師の義務としている。「流案」と「新法」もここまでは同じである。しかし「草案」はこれに加え、因襲的な恐怖を消し去ることによってハンゼン氏病患者とその家族の人権を護ることも国の義務と規定している。

〈定義及び用語の禁止〉第四条

「米法」第１０１条（４）の影響と考えられる。「草案」では、癩の用語の使用を禁止しているが、「流案」と「新法」では差別的取扱を禁じるとなっている。

第二章届出検診及び入所

〈医師の指示　届出〉第五条

「旧法」第一条を踏襲している。患者を発見した場合は予防方法を指示し、届出なければならないとしている点は三案とも同じである。ただし届出先は「草案」では国立療養所長、「流案」と「新法」では都道府県知事となっている。また「流案」と「新法」では、死体の発見・患者の治癒と死亡についても都道府県知事に届け出ることとしている。

〈検診〉第六条

「旧法」第九条を受けている。「草案」では療養所長が検診に必要な措置をとらなければならないとしているのに対し、「流案」と「新法」では都道府県知事が診察させることができるとしている。検診または診察を行う者についても、「草案」では療養所の医官としているのに対し、「流案」と「新法」では指定する医師としている

〈入所〉第七～九条

「旧法」第三条を受けている。「草案」が入所には患者の同意が必要で療養所の視察も可能としているのに対し、「流案」と「新法」は勧奨→命令→即収容を可能としている。また「草案」では、伝染の恐れのある入所希望者は入所させなければならないとしているが、これには「米法」第２０７条の影響が見られる。

〈従業禁止に相当〉　第十条

「旧法」第二条ノ二を踏襲している。「草案」では〈従業禁止〉の見出しをつけていないが、伝染させる恐れのある場合の従業について、「草案」は期間を定めて禁止とし、「流案」と「新法」は入所するまでの間禁止としている。

〈汚染場所の消毒〉
〈物件の消毒廃棄等〉
「旧法」第二条・第二条ノ二を「流案」と「新法」は踏襲している。「草案」には消毒や廃棄の規定はない。

〈質問及び調査〉
「流案」と「新法」に初めて登場した条文である。「旧法」にも、「草案」にも該当する規定はない。なお、共に第3項で犯罪捜査のための権限ではないとしている点には、「米法」第213条の影響がうかがえる。

〈秘密保持〉第十一条
〈損害賠償〉第十二条
「草案」には、「旧法」にも「流案」と「新法」にもない、国が届出・検診・入所等で秘密保持に留意し、漏洩で損害が生じた場合は賠償しなければならないとする規定がある。「米法」からの影響でもないことから、入所者の間で共有されている切実な問題だったと考えられる。

第三条国立ハンゼン氏病療養所
〈療養所の設置〉第十三条
「旧法」第四条を受けている。三案とも国が療養所を設置する点で一致している。

〈医療及び生活の保障〉第十四条
〈療養所の業務範囲〉第十五条
〈職員の定員〉第十六条
〈患者の処置〉第十七条～十九条
〈作業療養〉第二十条
〈慰安金の給付〉第二十一条
「草案」にだけある条文である。療養所について、入所中の医療と健全で文化的な生活を国が保証すること（十四条）、療養所は入所患者の療養管理と所外の検診・勧奨・収容と家族の生活保護等の管理も行うこと（十五条）、職員を配置すること（十六条）、入所患者の人権・信条・社会的身分・門地による差別的取扱を禁止すること（十七条）、入所患者への宗教上の行為の強制を禁止すること（十八条）、入所患者の意思に反する労働の強制を禁止すること（十九条）、治療の促進に有効な場合は適正な報酬を支払って軽微な作業に携わらせることができること（二十条）、入所患者に月一二〇〇円の療養慰安金を給付すること（二十一条）、という規定がある。なお、二十一条の慰安金の給付については、米法第501条からの影響がうかがえる。

〈慰安娯楽施設〉第二十二条
「草案」は具体的に慰安娯楽施設と規定して、その設置を国に義務づけている。一方、「流案」と「新法」は教養を高め福利を増進するようつとめるとだけしている。

〈教育施設〉第二十三～二十四条
三案とも義務教育・高等教育の施設を設置しなければならないとしている点では一致している。しかし「草案」だけは、義務教育は全国、高等教育は三ヶ所に施設を設置し、転園も可能と具体的に規定している。なお、教育の機会を設けることに関しては、「米法」第402条にも規定があるが、この場合の教育は労働のための教育を指しているものと考えられるため、必ずしもここからの影響とは言い切れない。

〈一時外出〉第二十五条
「草案」「流案」と、「新法」との間に大きな開きが見られる条項である。「流案」は「草案」の方にむしろ近い。「草案」と「流案」は、伝染のおそ

れがなくなった患者の一時外出や家族の危篤・死亡等特殊事情のある場合の外出を可能としている。「新法」だけが、特殊事情かつ予防上重大な支障がない場合に可能として、極端に条件を狭めている。また「流案」では、入所時に伝染の恐れがなくなるまで外出できないことと、やがて伝染の恐れがなくなった時にはその事実を、文書で患者に知らせなければならないとしており、「草案」以上に外出の可能性を持たせている。しかし「新法」ではこれらの条文は削除されている。

〈退所〉第二十六条

やはり「草案」「流案」と、「新法」との間に大きな開きのある条項である。「草案」では、治癒し無菌で、身体障害が社会生活に耐えられる程度の希望者は退所させなければならないと明確に退所を規定している。「流案」には明確な退所規定はないものの、退所したときは都道府県知事への通知義務があるとしており、その可能性までは排除していない。しかし「新法」では退所に関する規定は皆無になっている。

〈秩序の維持〉

「旧法」第四条ノ二を受けている。「草案」には、「流案」と「新法」にある入所患者の秩序維持（所長による処分）の規定はない。なお、「流案」では患者の処分に際し所長が意見を聞くこととして、そのための場である規律審査会に関する規定があるが、「新法」では削除されている。

第四章職業補導及び退所者福祉資金

〈職業補導機関〉第二十七条～二十九条

「草案」では、退所後のために職業補導機関設置と適正な報酬の支払い義務を規定している。一方「流案」と「新法」では更正指導として、社会的更正に資する知識及び技能を与えるための措置を講じることができるとするにとどまり、具体性を欠いている。なお、職業補導機関に関しては、「米法」第４０１条・４０３～４０９条の影響が見られる。

〈退所者福祉資金〉第三十条

「草案」は、退所者福祉資金を創設して、月五〇〇〇円を六ヶ月間支給しなければならないとしているが、「流案」と「新法」には該当する規定はない。なお、退所者福祉資金には「米法」第６０１条の影響が見られる。

第五章国立ハンゼン氏病研究所

〈研究所〉第三十一条～三十四条

「草案」にだけある条文である。国立ハンゼン氏病研究所の設置・内容・機構等について国に義務づける規定であるが、「流案」と「新法」には存在しない。なお、研究所に関しては、「米法」第７０１条～７０４条の影響が見られる。

〈親権の行使等〉

「流案」と「新法」にだけある条文である。所長による親権の行使の規定は、「旧法」にも「草案」にも規定がないにもかかわらず、「流案」と「新法」には含まれている。

〈物件の持出制限〉

「流案」と「新法」にだけある条文である。物件の持出制限の規定は、「旧法」にも「草案」にも規定がないにもかかわらず、「流案」と「新法」には含まれている。

〈一時救護〉

〈一時救護所〉

「旧法」第三条を踏襲している。「流案」と「新法」にだけある条文である。「草案」には、患者を対象とした都道府県知事による入所までの一時

救護義務と、一時救護所設置可能の規定はない。ただし、後述の第四十九条では、患者の家族を対象とした国による一時救護義務を規定している。

第六章家族の生活保障

〈ハンゼン氏病予防年金〉第三十五条～四十三条

「草案」では、家族の生活保障のために国がハンゼン氏病予防年金を給付する義務を負うとし、受給資格・給付手続・受給額等を具体的に定めている。それに対し「流案」と「新法」では、所長が生活保護法による保護等の援助を与えることができるとだけ規定している。なお、ハンゼン氏病予防年金に関しては、「米法」第503～512条の影響が見られる。

第七章養護施設及び一時救護

〈養護施設〉第四十四条～四十八条

「草案」では、国が入所患者の子弟のための養護施設を設置しなければならないとし、設置場所・職員の定員・生活保障・施設長の義務等を具体的に規定している。一方「流案」と「新法」では、国は養育・養護その他の福祉の措置を講じることができるとだけしている。

〈一時救護〉第四十九条

「草案」では、国に患者の家族の一時救護義務があるとしているが、「流案」と「新法」には該当する規定がない。ただし前述のように「流案」と「新法」には患者自身に対して、入所するまでの間の一時救護義務を規定した条文があり、対象がまったく異なっている。

第八章費用

〈費用〉第五十条

「旧法」第七～八条を受けている。「草案」と「新法」（「流案」は出典である「全患協ニュース　No.27」の記載が省略されているため不明）それぞれが、前出の条文に則して国がもつべき費用について定めている。

雑則〈訴願〉

「流案」と「新法」にだけある規定である。この法律に基づき所長や都道府県知事が行う処分に不服がある患者は、厚生大臣に訴願できるとしている。「草案」には該当する規定はない。

第九章罰則

〈罰則〉第五十一条

「旧法」第十～十一条を踏襲している。秘密漏洩の場合、「草案」では医師と公務員を一括して懲役または罰金を規定している。一方「流案」と「新法」では、医師・保健婦・看護婦・准看護婦らとそれ以外とを区別し懲役期間または罰金額を定めている。その他医師の届出義務違反や患者の診察拒否・命令不服従・無断外出等の場合の罰金または拘留についても、「流案」と「新法」では規定している。「草案」には該当する規定がない。

附則〈私立療養所に対する補助〉

「旧法」第五条を受けている。「草案」では、国は私立療養所の費用の一部を補助しなければならないとしている。一方「新法」（「流案」は出典である「全患協ニュース　No.27」の記載が省略されているため不明）には、該当する規定はない。

〈関連法令の廃止・改正〉

「新法」（「流案」は出典である「全患協ニュース　No.27」の記載が省略されているため不明）では、伝染病届出規則・厚生省設置法・出入国管理令・地方自治法等の関連法令の改正を規定している。「草案」には該当する規定はない。また、「草案」「新法」とも、「旧法」の廃止を規定している。

〈届出・従業禁止・診察・罰則に関する経過規定〉

「新法」（「流案」は出典である「全患協ニュース　No．27」の記載が省略されているため不明）には、「新法」施行までの間に生じた届出・従業禁止・診察・罰則に関する案件について、「旧法」下での扱いに準じるとした経過措置が規定されている。「草案」には該当する規定はない。

結　論

以上、「草案」を軸に「流案」「新法」と比較してみた。三つの法案は、基本的に条文の並び順が同じである。「草案」が「旧法」の条文の並び順を入れ替えているにもかかわらず、「流案」と「新法」が「草案」の並び順を踏襲していることは、法案作成の系譜として「旧法」と「流案」・「新法」との間に「草案」が位置付いていること、つまり「草案」が他の二つの法案の下敷きになっていることを示している。「らい予防法」成立までの経緯と合わせて考えると、全患協が用意したこの「草案」は、それ自体としては結局日の目を見ることはなかったが、後に大幅な書き変えを経て、「らい予防法」として成立したと考えられる。

ただし条文の内容は、「草案」と「流案」「新法」とで大きく異なっている。「旧法」を改正するために用意した「ハンゼン氏病法草案」は、改正対象である「旧法」を下敷きにしつつも、内容を大きく変え、数多くの新たな要素を加えた案となっている。たとえば職業補導や退所者福祉資金は退所後を見据えたケアを求めたものだったし、ハンゼン氏病予防年金・養護施設・一時救護は家族の不安を取り除こうとしたものだった。研究所設置も病気の根本的な究明を求めたものである。「『ハンゼン氏病法』の制定をかく願う」にあるように、全患協は旧法と内容において大きく異なる「総合的な社会法」を目指していたと言えるだろう。そこにはアメリカにおける改正法案からの大きな影響があった。

しかし主導権が厚生省に移ってしまうと、「ハンゼン氏病法草案」は今度は厚生省の思惑に沿う形で、「旧法」の踏襲箇所が差配し直されることとなった。「草案」に加えた用語の禁止・研究所設置・ハンゼン氏病予防年金創設などはなくなり、消毒・廃棄や秩序維持などが復活した。従業禁止や入所によって生じた損失の補償は、「旧法」に規定されていたが削除となった。反対に所長による親権行使と物件の持出制限は、「旧法」にもなかったが新たに加えられた。また期せずして一度流案となったことで、最終的には退所に関する条文も削除されてしまった。条文の並び順は残ったが、これが面子をたててもらいたいと申し入れた際、長谷川議員から出された希望条件「「草案」を骨子とする」に対する、厚生省の約束履行だったのだろうか。

「らい予防法」は、その形式面においては、全患協の改正案から生まれたものだった。従来イメージされてきたような、厚生省からすべてを押しつけられただけの法律ではない。全患協の改正案を歯牙にも掛けず、厚生省が独自に用意した案を出し成立した法律ではないのだ。全患協が望む形での改正を試み、自ら法案まで用意しながら成し遂げられず、結果その条文の並び順だけを残す形でできた法律。それが「らい予防法」だった。従って「草案」と「流案」「新法」との間にある変更点にこそ、厚生省の「らい対策」への思惑が表れているのである。

このように、「らい予防法」の成立に、全患協はまぎれもなく関わっていた。こうしたいきさつから来る大きな憤りが、この後に続くらい予防法闘争を通して必死に巻き返そうとする激しさとなっていったと考えられる。また立案を譲った厚生委員会は、成立する「らい予防法」に付帯決議をつけることで、少しでも元の「草案」に近づけようとした。患者家族の生活援護制度制定や研究所設置などが、付帯決議に含まれた由来であろう。

厚生省主導で「らい予防法」が成立したことで、全患協は「癩予防法」改正に結果として失敗した。しかも自分たちが用意した法案が元になってしまった失意と悔しさは、想像して余りある。しかし全患協はその後も運

動を続け、やがて実質的には法の形骸化を獲得していった。決定的に失敗しても、決して明瞭な形では勝ち取れなくても、あきらめることなく運動を続けた結果だった。

おわりに

企画展の会期中にも感じたことだが、運動はとかく色眼鏡で見られ、敬遠されがちだ。趣旨とは乖離した政治色に煽られたものや、やり方に賛同できないものも確かにある。しかしそもそも運動とは、意思を表明するための方法のはずである。私たちが日常生活の中で、生きることに関わる課題に直面した時、自分の意思を明らかにし、それに沿って解決を図ろうとするときの手段のひとつとして、運動もあって良いのではないだろうか。

ハンセン病患者・回復者とその家族を排除してきた歴史から、なんとなくなじんできた慣習の持つ恐ろしさを学んだのなら、私たちは自分自身の意思の表明がどれほど社会にとって大切なのかを知っているはずだ。六〇年の歴史を持つ全患協運動は、その表明の仕方を様々に見せてくれている。ここから学ぼうとするには、まず私たちが運動という手段の可能性についても排除しないところから始めなければなるまい。

旧法	米法	ハンゼン氏病法（草案）	らい予防法（流案）	らい予防法
	１０１条	第一章　総則	目　次	目　次
		（目的） 第一条　この法律は、ハンゼン氏病の予防及びハンゼン氏病患者に対する適正な医療並に生活保護管理を図ることによって、ハンゼン氏病が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的とする	第一章　総則（第一條―第三條） 第二章　予防（第四條―第十條） 第三章　国立療養所（第十一條―第二十一條） 第四章　福祉（第二十二條―第二十五條） 第五章　費用（第二十六條―第二十七條） 第六章　雑則（第二十八條―第三十一條） 附　則	第一章　総則（第一条―第三条） 第二章　予防（第四条―第十条） 第三章　国立療養所（第十一条―第十八条） 第四章　福祉（第十九条―第二十二条） 第五章　費用（第二十三条・第二十四条） 第六章　雑則（第二十五条―第二十八条） 附　則
		第一章　総　則	第一章　総　則	第一章　総　則
		（この法律の目的） 第一條　この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	（この法律の目的） 第一条　この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	

101条 (3)	〈国の義務〉 第二条　国は、ハンゼン氏病の予防及びハンゼン氏病患者に対する適正な医療及び生活保護管理をはかるとゝもに　ハンゼン氏病に対する正しい医学的知識を普及し　公衆の心情に培われた本疾患に対する、理由のない因襲的な恐怖を消し去ることによつてハンゼン氏病患者及びその家族の人権を護ることにつとめなければならない	（国及び地方公共団体の義務） 第二條　国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者（以下「患者」という。）の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいの予防及び患者の医療に関する知識の普及を図らなければならない。	（国及び地方公共団体の義務） 第二条　国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者（以下「患者」という。）の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいに関する正しい知識の普及を図らなければならない。
102条	〈地方公共団体及び医師等の義務〉 2第三条　地方公共団体及び医師その他の医療関係者は、前条に規定する国の行う業務に協力しなければならない。		
101条 (4)	〈定義及び用語の禁止〉 第四条　1　この法律で「ハンゼン氏病」とは従来慣習及び医学上の用語で「癩」と呼ばれている疾患である (2)　癩という用語は、それが公衆の心情に惹き起す因襲的通念により　患者及びその家族の人権及び生活を破滅的に脅かす社会的烙印となっているが故に、本法施行後はこれを使用してはならない。	（差別的取扱の禁止） 第三條　何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、そのゆえをもつて不当な差別的取扱をしてはならない。	（差別的取扱の禁止） 第三条　何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、そのゆえをもつて不当な差別的取扱をしてはならない。

第一条		
	第二章　届出検診及び入所	
	〈医師の指示　届出〉 第五条　医師が、ハンゼン氏病にかゝつてゐると診断し、若しくはその疑があると認めたときは、そのハンゼン氏病にかゝつている者〈以下患者という〉若くはその疑がある者、又はその保護者に対し、ハンゼン氏病の治療に必要な事項及びハンゼン氏病の傳染の防止の方法を指示し、その患者の氏名及び居住の場所、並にその医師の所見を十日以内にその患者の居住の場所を管轄する国立ハンゼン氏病療養所の長に届け出なければならない	
第九条		
	〈検診〉 第六条　1　国立ハンゼン氏病療養所の長は前条による届出を受けた時は、直ちにその患者若くは疑あるもの、検診を行う為に必要な措置をとらなければならない。	
	第二章　予　防	
	（医師の届出等） 第四條　医師は、診察の結果受診者が患者（患者の疑のある者を含む。この條において以下同じ。）であると診断し、又は死亡の診断若しくは死体の検案をした場合において死亡者が患者であつたことを知つたときは厚生省令の定めるところにより、患者、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）若しくは患者と同居している者又は死体のある場所若しくはあつた場所を管理する者若しくはその代理をする者に消毒その他の予防方法を指示し、且つ、七日以内に、厚生省令で定める事項を、患者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）又は死体のある場所の都道府県知事に届け出なければならない。 2　医師は、患者が治癒し、又は死亡したと診断したときは、すみやかに、その旨をその者の居住地の都道府県知事に届けなければならない。	
	（指定医の診察） 第五條　都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する医師をして、患者又は患者と疑うに足りる相当な理由がある者を診察させることができる。	
	第二章　予防	
	（医師の届出等） 第四条　医師は、診察の結果受診者が患者（患者の疑のある者を含む。この条において以下同じ。）であると診断し、又は死亡の診断若しくは死体の検案をした場合において、死亡者が患者であつたことを知つたときは、厚生省令の定めるところにより、患者、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）若しくは患者と同居している者又は死体のある場所若しくはあつた場所を管理する者若しくはその代理をする者に、消毒その他の予防方法を指示し、且つ、七日以内に、厚生省令で定める事項を、患者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）又は死体のある場所の都道府県知事に届け出なければならない。 2　医師は、患者が治ゆし、又は死亡したと診断したときは、すみやかに、その旨をその者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない。	
	（指定医の診察） 第五条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する医師をして、患者又は患者と疑うに足りる相当な理由がある者を診察させることができる。	

第三条		
2　前項による検診は、第五条による届出のあつた者を療養所に出頭させて行い、若くは事情により出頭しがたい場合は　療養所の医官が患者の居住の場所に出張して行わなければならない。 3　前項の検診に当つた国立ハンゼン氏病療養所の医官は　必要のある場合に、家人に対し家屋及び物品の消毒の方法を指示して行わしめなければならない	2　前項の医師の指定は、らいの診療に関し三年以上の経験を有する者のうちから、その同意を得て行うものとする。 3　第一項の医師は、同項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。	2　前項の医師の指定は、らいの診療に関し、三年以上の経験を有する者のうちから、その同意を得て行うものとする。 3　第一項の医師は、同項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。
〈入所〉 第七条　1　国立ハンゼン氏病療養所の長は前条による検診の結果ハンゼン氏病にかゝつており且つ病毒伝播のおそれがあると認めたときは、その患者を国立ハンゼン氏病療養所に入所する様勧奨しなければならない。 2　入所はあくまでも療養所の實情を患者に知悉せしめ勧奨せしめ納得の上本人の同意を得て行わなければならない 第八条　国立ハンゼン氏療養所の長は、前条による入所勧奨に当り患者の同意を得るのに必要又は有効と認めるときは、患者及びその家族をして　施設の費用により、療養所の視察を行わせることが出来る。	（国立療養所への入所） 第六條　都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所（以下「国立療養所」という。）に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。 2　都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し、期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。	（国立療養所への入所） 第六条　都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所（以下「国立療養所」という。）に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。 2　都道府県知事は、前項の勧奨を受けた者がその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し、期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

	第二条 ―二	
207条	第十条　国は　第六条の検診に当つた医官が、ハンゼン氏病を伝染させるおそれが著しいと認めた患者に対しては、期間を定めて接客業その他公衆に、ハンゼン氏病を伝染させる、おそれがある業務であつて　省令で定めるものに従事することを禁ずることが出来る	第九条　国立ハンゼン氏病療養所の長は、第五条による場合の他、直接に通信若くは出頭して、検診及び入所を求める者のあつた場合、検診の上　ハンゼン氏病にかゝつており、且つ、病毒伝播のおそれがあると認めた時は、その患者を入所させなければならない。
	3　都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、第二項の手続をとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。 4　第一項の勧奨は、前條に規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。 （従業禁止） 第七條　都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者に対して、その者がらい療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にらいを伝染させるおそれがある業務であつて厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。 2　前條第四項の規定は、前項の従業禁止の処分について準用する。	
	3　都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、第二項の手続をとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。 4　第一項の勧奨は、前条に規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。 （従業禁止） 第七条　都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者に対して、その者がらい療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にらいを伝染させるおそれがある業務であつて、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。 2　前条第四項の規定は、前項の従業禁止の処分について準用する。	

第二条	第二条 ―二
（汚染場所の消毒） 第八條　都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者若しくはその死体があつた場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して、その場所を消毒すべきことを命じ、又は当該職員に消毒させることができる。 （物件の消毒廃棄等） 第九條　都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授与を制限し、若しくは禁止し、消毒を命じ、若しくは消毒によりがたい場合に廃棄させることができる。 2　都道府県は、前項の規定による廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。 3　前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生省令の定める手続きに従い、都道府県知事に、これを請求しなければならない。 4　都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。	（汚染場所の消毒） 第八条　都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又はその死体があつた場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒材料を交付してその場所を消毒すべきことを命ずることができる。 2　都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその場所を消毒させることができる。 （物件の消毒廃棄等） 第九条　都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授与を制限し、若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場合に廃棄を命ずることができる。 2　都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその物件を消毒し、又は廃棄させることができる。

213条		
	5　前項の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもつてその金額の増額を請求することができる。	3　都道府県は、前二項の規定による廃棄によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。 4　前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生省令の定める手続に従い、都道府県知事に、これを請求しなければならない。 5　都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。 6　前項の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもつてその金額の増額を請求することができる。
	（質問及び調査） 第十條　都道府県知事は、前二條の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。 2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。 3　第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	（質問及び調査） 第十条　都道府県知事は、前二条の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあつた場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。 2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。 3　第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四条		
〈秘密保持〉 第十一条　国立ハンゼン氏病療養所の長は、第五条、第六条、第七条、第八条及び第九条による届出、検診及び入所の取扱に当つては、関係者により患者の疾病の秘密が故意に若くは不作為に漏洩せられぬ様　特に留意しなければならない 〈損害賠償〉 第十二条　国は　ハンゼン氏病に関し　医師の誤診、又は秘密の漏洩により損害を受けた者がある時は、本人又はその代理者の請求に基き、調査の上賠償を行わなければならない。		
	第三章　国立ハンゼン氏病療養所 〈療養所の設置〉 第十三条　①　国は第一条の目的を遂行するため全国数ヶ所に、国立ハンゼン氏病療養所を設置しなければならない。 2　前項の療養所の名称　所在地　患者収容定員及び所轄地域は別に定める。ママ　国立ハンゼン氏病療養所官制〉	
	第三章　国立療養所 （国立療養所） 第十一條　国は、らい療養所を設置し、患者に対して、必要な療養を行う。	
		第三章　国立療養所 （国立療養所） 第十一条　国は、らい療養所を設置し、患者に対して、必要な療養を行う。

〈医療及び生活の保障〉
第十四条　国は、国立ハンゼン氏病療養所に入所する患者に対し適正な医療及び本疾患に固有な長期療養に必要な　健全にして文化的な生活の一切を保障しなければならない。

〈療養所の業務範囲〉
第十五条　国立ハンゼン氏病療養所は　前条による入所患者の療養管理を行うと、もにハンゼン氏病にか、つた所外患者の検診、入所勧奨、及び収容輸送、並に患者家族の生活保護等に関する管理をも行わなければならない

〈職員の定員〉
第十六条　①　国は、国立ハンゼン氏病療養所に對し、前条による業務を行うのに必要な職員を配置しなければならない。
②　国立ハンゼン氏病療養所の職員の種別及び定員、分課規定並に所長の職務規定は別に定める。

〈患者の処置〉
第十七条　国立ハンゼン氏病療養所の長は　入所患者の収容又処遇にあたり人種、信条、社会的身分又は門地により、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

第十八条　国立ハンゼン氏病療養所の長は入所患者に對して、宗教上の行為、祝典、儀式、又は行事に參加することを強制してはならない。 第十九条　国立ハンゼン氏病療養所の長は　入所患者に對して、その意志に反して、いかなる種類の労働をも強制してはならない。 〈作業療養〉 第二十条　①　国立ハンゼン氏病療養所の長は患者の治療を妨げず、又は治療の促進に有効であると認めるときは、患者の希望により、所内に於て軽微な作業に携らせることが出来る。 ②　前項の患者の所内作業に對しては　適正な報酬が支拂われなければならない。	５０１条	〈慰安金の給付〉 第二十一条　①　国は国立ハンゼン氏病療養所に入所する患者に對し、家族より長期間離れて療養するすべての患者が通例必要とする出費を賄うために、その入所期間中、月々適正な額の金銭給付を行わなければならない。 ②　前項の給付は（療養慰安金）と称される。その額は患者一人月額一千二百円とする	

〈慰安娯楽施設〉 第二十二条　①　国は、国立ハンゼン氏病療養所に入所する患者の精神的慰安の為に、慰安娯楽施設を設置しなければならない。 ②　前項の施設は、公会堂、劇場、図書館、運動競技施設等を　含まなければならない。	（福利増進） 第十二條　国は、国立療養所に入所している患者（以下「入所患者」という。）の教養を高め、その福利を増進するようにつとめるものとする。	（福利増進） 第十二条　国は、国立療養所に入所している患者（以下「入所患者」という。）の教養を高め、その福利を増進するようにつとめるものとする。
〈教育施設〉 第二十三条　国は、国立ハンゼン氏病療養所に入所している青少年を就学せしめるために義務教育及び高等教育の施設を所内に設置しなければならない。 第二十四条　①　前条による義務教育施設は、すべての国立ハンゼン氏病療養所内にこれを設置しなければならない。 ②　高等教育施設は、三ヶ所の国立ハンゼン氏病療養所内に設置しなければならない。その施設は、学校及び寄宿舎を含むものとする。 ③　前項の場合、高等教育のない療養所に入所する青少年にして、その就学を希望する場合には、その患者を就学期間中、高等教育施設のある療養所に転所し、就学せしめることが出来る。	（入所患者の教育） 第十四條　国立療養所の長（以下「所長」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五條第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。 2　所長は、学校教育法第七十五條第二項の規定により、高等学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じることができる。	（入所患者の教育） 第十四条　国立療養所の長（以下「所長」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五条第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。 2　所長は、学校教育法第七十五条第二項の規定により、高等学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講ずることができる。

〈一時外出〉 第二十五条　①　国立ハンゼン氏病療養所の長は、入所患者にして病症が阻止され、病毒伝播のおそれのないものに対しては、必要のある場合、説明書を交付して一時外出をさせることが出来る。 ②　前項以外の患者に対しても、その家族の危篤、死亡、その他特殊の事情がある場合には、施設の責任ある職員が附添い、予防上必要な措置を購(ママ)じて、その患者を一時外出させることができる。	（在所の意義） 第十五條　第六條第一項若しくは第二項の規定による勧奨若しくは命令により、又は同條第三項の規定による処分を受けて国立療養所に入所した患者は、所長がらいを伝染させるおそれがなくなつたと認めるまでの間、当該国立療養所の区域外に出てはならない。自ら申し込んで国立療養所に入所した患者であつて、所長がらいを伝染させるおそれがあると認めたものも、同様とする。 2　所長は、前項前段に規定する患者が入所したとき、又は同項後段に規定する患者につきその者がらいを伝染させるおそれがあると認めたときは、当該患者に対して、文書をもつて、同項の義務があることを知らせなければならない。 3　所長は、第一項の患者につき、その者がらいを伝染させるおそれがなくなつたと認めたときは、当該患者に対して、文書をもつて、その旨を知らせなければならない。 （法令による出頭のための外出） 第十六條　前條第一項の規定は、所長がらい予防上重大な支障を来たすおそれがあると認めた場合を除き、当該患者が法令により出頭を要する場合には、その出頭のための外出については、適用しない。	（外出の制限） 第十五条　入所患者は、左の各号に掲げる場合を除いては、国立療養所から外出してはならない。 一　親族の危篤、死亡、り災その他特別の事情がある場合であつて、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めて許可したとき。 二　法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき。 2　所長は、前項第一号の許可をする場合には、外出の期間を定めなければならない。 3　所長は、第一項各号に掲げる場合には、入所患者の外出につき、らい予防上必要な措置を講じ、且つ、当該患者から求められたときは、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。

		〈退所〉 第二十六条　国立ハンゼン氏病療養所の長は、ハンゼン氏病より完全に治癒したもの　及び病状が快癒して菌が発見されず、且つハンゼン氏病の傷痕又は肉体的欠損も微小にして、社会生活に堪える　程度のものに対しては、本人の希望により、診断の上證明書(ママ)を、交付して退所させなければならない
2　所長は、前項の規定により入所患者が当該国立療養所の区域外に出る場合には、らい予防法上必要な措置を講じ、且つ、当該患者に対して、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。 （外出の許可） 第十七條　所長は、第十五條第一項の義務がある入所患者について、その親族が危篤に陥り死亡し、又は罹災した場合その他特別の事情がある場合において、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたときは、当該患者に対して、期間及び行先地を定めて、当該国立療養所の区域外に出ることを許可することができる。 2　前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。 （都道府県知事に対する通知） 第十八條　所長は、患者が入所したとき、又は入所患者が退所したときは、すみやかに当該患者の入所前又は退所後の居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。		

第四条 ―二		
	（秩序の維持） 第十九條　入所患者は、療養に専念し、所内の紀律に従わなければならない。 2　所長は、入所患者が紀律に違反した場合において、所内の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対して、左の各号に掲げる処分を行うことができる。 一　戒告を与えること。 二　三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること。 3　前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。 4　第二項第二号の処分は、同項第一号の処分によつては、効果がないと認められる場合に限つて行うものとする。 5　所長は、第二項第二号の処分を行う場合には、あらかじめ、当該患者に対して、弁明の機会を与え、且つ、当該国立療養所に置かれた紀律審査会の意見をきかなければならない。 6　所長の諮問に応じて前項の意見を述べさせるため、各国立療養所に紀律審査会を置く。 7　紀律審査会の組織及び委員その他紀律審査会について必要な事項は、政令で定める。	（秩序の維持） 第十六条　入所患者は、療養に専念し、所内の紀律に従わなければならない。 2　所長は、入所患者が紀律に違反した場合において、所内の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対して、左の各号に掲げる処分を行うことができる。 一　戒告を与えること。 二　三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること。 3　前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。 4　第二項第二号の処分は、同項第一号の処分によつては、効果がないと認められる場合に限つて行うものとする。 5　所長は、第二項第二号の処分を行う場合には、あらかじめ、当該患者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

401条・403～409条	第四章　職業補導及び退所者福祉資金 〈職業補導機関〉 第二十七条　国は国立ハンゼン氏病療養所に入所してゐる患者がその軽快退所後、直ちに就業し自立し得る様、入所期間中に職業的教育又は技能を修得することを援助するために所内に職業補導の機関を設置しなければならない。 第二十八条　前条による職業補導の機関は病症が軽癒し、退所の見込がある患者の希望によりその活動が患者の回復を遅らせることなく、且つ、治療の妨げにならぬ限り入所期間中のいかなる時にも患者により利用し得るものでなければならない。 第二十九条　第二十六条の職業の職業補導機関による作業に従事する患者に対しては、適正な報酬が支拂われなければならない。但し患者が修得期間中である場合の報酬は正規の報酬額の半額とする	（更正指導） 第十三條　国は、必要があると認めるときは、入所患者に対して、その社会的更正に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講じることができる。	（更正指導） 第十三条　国は、必要があると認めるときは、入所患者に対して、その社会的更正に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

601条	〈退所者福祉資金〉 第三十条　①　国は第二十六条により　国立ハンゼン氏病療養所より退所するものに対し、その直後の生活を援助するために退所者福祉資金を支給しなければならない。 ②　前項による退所者福祉資金は月額五、〇〇〇円とし　退所後六ヶ月間支給しなければならない。	
701～704条	第五章　国立ハンゼン氏病研究所 〈研究所の設置〉 第三十一条　国はハンゼン氏病に対する基礎医学的及び　臨床的研究の速やかなる充実を図り以てハンゼン氏病の予防及び治療の実をあげるために　国立ハンゼン氏病研究所を設置しなければならない。 〈研究所の内容〉 第三十二条　国は　前条により設置せられる国立ハンゼン氏病研究所に対し、左の各号に関する医学的解決を　促進するに必要な　施設及び　要員を整備する様措置しなければならない。	

一、ハンゼン氏病の感染と発病に関する事項
二、ハンゼン氏病の早期発見と早期診断に関する事項
三、ハンゼン氏病の化学療法に関する事項
四、ハンゼン氏病の治癒を確実に判定する為の　細菌学的、病理組織学的、血清学的診断法
五、ハンゼン氏病々源(ママ)菌の組織培養に関する事項

〈研究所の機構〉

第三十三条　国は第三十条により設置せられる国立ハンゼン病(ママ)研究所の機構に對しては、国立ハンゼン氏病療養所医官とそれぞれの医学的領域に於ける専門医学者との協力により調査、実験、及び研究を行い得る様措置しなければならない

第三十四条　第三十条による国立ハンゼン氏病研究所の設置、及び管理に関し必要な事項は別に定める

第三条		
（親権の行使等） 第二十條　所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。 2　所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育等その者の福祉のために必要な措置をとることができる。 （物件の持出の制限） 第二十一條　入所患者が国立療養所の区域内において使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない。 第四章　福　祉 （一時救護） 第二十二條　都道府県知事は、居住地を有しない患者その他救護を必要とする患者及びその同伴者に対して、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行わなければならない。 （一時救護所） 第二十三條　都道府県は、前條の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。		（親権の行使等） 第十七条　所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。 2　所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育等その者の福祉のために必要な措置をとることができる。 （物件の移動の制限） 第十八条　入所患者が国立療養所の区域内において使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない。 第四章　福祉 （一時救護） 第十九条　都道府県知事は、居住地を有しない患者その他救護を必要とする患者及びその同伴者に対して、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行わなければならない。 （一時救護所） 第二十条　都道府県は、前条の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

５０３～５１２条			
	第六条（ママ）　家族の生活保障 〈ハンゼン氏病予防年金〉 第三十五条　①　国は国立ハンゼン氏病療養所に入所している患者の被扶養者に対しその生活扶助のため、患者の入所中、毎月一定の額の金銭給付を行わなければならない。 ②　前項の金銭給付は　ハンゼン氏病予防年金（以下年金と云う）と称される 〈年金受給の資格〉 第三十六条　国立ハンゼン氏病療養所に入所している患者で、左の各号の一に該当する被扶養者を有する者は前条による年金を受ける資格を有する 一、妻（又は夫） 二、年令十八才に達せず　まだ結婚しない子（継子及び義子を含む） 三、年令六十才を越える、父、母、義父、義母　にして患者が入所した日までその患者により主要な扶養を受けていた者 四、年令十八才に達せず未だ結婚しない兄弟姉妹にして患者が入所した日までその患者より主要な扶養を受けていた者	（親族の福祉） 第二十四條　所長は、必要があると認めるときは、当該国立療養所の職員をして入所患者が扶養しなければならない親族を訪問させる等の方法により、当該親族が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十号）による保護その他の福祉の措置を受けるために必要な援助を与えることができる。	（親族の福祉） 第二十一条　所長は、必要があると認めるときは、当該国立療養所の職員をして入所患者が扶養しなければならない親族を訪問させる等の方法により、当該親族が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十号）による保護その他の福祉の措置を受けるために必要な援助を与えることができる。

五、肉体的或は精神的に自活の能力のない、父母、義父、義母にして患者が入所した日まで、その患者より主要な扶養を受けていた者

六、肉体的或は精神的に自活の能力なく、且つ未だ結婚しない兄弟姉妹にして、患者が入所した日まで、その患者より主要な扶養を受けていた者

第三十七条　前条の各号以外の場合に於ても同一家族内にある内縁の妻、十八才以下又は六十才以上の者、又は肉体的、或は精神的に自活の能力のない者にして、患者より主要な扶養を受けていた者のあった場合は患者の申請により調査の上、必要と認められた時は、その患者に対し年金を給付することができる

第三十八条　①　第三十五条による年金は、患者が親であるか又は家族の主要扶養者である場合に對して適用されなければならない

②　患者が家族の扶養者でない妻である場合も、その患者が入所する直前まで夫及び子と共に生活していたときは前条第一号及び第二号に對する年金が給付される、(ママ)

但しその給付額は第三十八条に規定せられた額の七十五%でなければならない。

〈年金給付の手続〉

第三十九条　①第三十四条による年金は、該当する患者自身、必要な書類をととのえて申請しなければならない。

②　国立ハンゼン氏病養所の長は、前項の申請を受けてたときは、戸籍謄本により調査の上これが眞正であることを證明する證明書を附して、これを当該官庁に提出しなければならない。

〈年金の給付の方法〉

第四十条　年金は、年四期に分ち　国立ハンゼン氏病療養所の長を経て、患者に対して給付され、又は患者の同意によりその家族に対し送達せられる。

〈年金の額〉

第四十一条　第三十四条による年金の額は、左に掲げる基準によるものとする。

一、被扶養者一名に対しては、六〇、〇〇〇円

二、被扶養者一名増す毎に二四、〇〇〇円を加える

三、親一人にして兄弟姉妹なき場合は、五、〇〇〇円

四、親二人にして兄弟姉妹なき場合は、七、〇〇〇円
五、親一人及び兄弟姉妹一人に対しては六、〇〇〇円　兄弟姉妹一人増す毎に一、〇〇〇円を加える
六、親二人及び兄弟姉妹一人に対しては八、〇〇〇円　兄弟姉妹一人増す毎に一、〇〇〇円を加える
七、親なくして兄弟姉妹一人の場合は、二、〇〇〇円　兄弟姉妹一人増す毎に一、〇〇〇円を加える。

〈被扶養者の資格の喪失〉
第四十二条　被扶養者の身分に関し、年金に対する資格の喪失する事由は左の通りとする。
一、被扶養者の死亡
二、兄弟姉妹、又は、子が年令十八才に達した場合、但しその扶養者が肉体的又は精神的に、自活の能力のない場合を除く。
三、兄弟姉妹、又は子が結婚した場合、(ママ)
四、夫が妻たる患者から離婚した場合は、第三十六条第二項により年金の正規の給付額の七十五％を受け得る　被扶養者の資格を喪失する。

〈扶養者の資格の喪失〉
第四十三条　国立ハンゼン氏病療養所の入所患者の身分に関して、年金に対する資格を喪失する事由は左の通りとする。
一、患者の死亡
二、患者の退所
　但し患者の死亡又は退所後、尚一ヶ月の年金が給付されなければならない。
三、患者が、その入所する国立ハンゼン氏病療養所より、許可なく不在となり、一ヶ月を経ても帰所しなかつた場合

第七章　養護施設及び一時救護

〈養護施設の設置〉
第四十四条　①　国は国立ハンゼン氏病療養所に入所している患者の子弟にして、保護者のない十八才以下の児童を保護養育するために、養護施設を設置しなければならない。
②　前項の養護施設は、国立ハンゼン氏病療養所の附属施設として、療養所に隣接又は、独立した地域に、これを設置しなければならない。

（児童の福祉）
第二十五條　国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかつていないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において養育、養護その他の福祉の措置を講じることができる。
2　第二十條第一項の規定は、前項の施設に入所中の児童について準用する。

（児童の福祉）
第二十二条　国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかつていないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において養育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。
2　第十七条第一項の規定は、前項の施設に入所中の児童について準用する。

〈職員の定員〉

第四十五条　①　国は前条の養護施設に対し、その業務を行うのに必要な専任の職員を配置しなければならない。

②　前項の職員の種別及び定員は別に定める。

〈生活の保障〉

第四十六条　国は　前条による保育施設に入所する児童に対し、健康にして文化的な生活の一切を保障しなければならない。

〈養護施設の長の義務〉

第四十七条　第四十一条による保育施設の長は、学校教育法に規定する保護者に準じて　その施設に入所中の児童を就学させなければならない。

第四十八条　前条の保育施設の長は、その施設に入所する児童が、退所後自立し得る職業的教育又は、技能を修得することを援助するために、職業補導及び職業斡旋の責任を負わなければならない。

第七条		
〈一時救護〉 第四十九条　国は　国立ハンゼン氏病療養所に入所する患者の家族にして、身寄りなく又は老衰、病弱等の為、患者の入所により独立した生活を営みがたい者のあった場合一時救護を行わなければならない。		
第八章　費用 第五十条　国庫は、左に掲げる費用を負担しなければならない。 一、第六条の検診に要する費用 二、第七条の入所勧奨及び入所者の輸送に要する費用 三、第九条の療養所見学に要する費用 四、第十二条乃至第二十五条の国立ハンゼン氏病療養所の設置及び管理並に入所患者の生活保護に要する費用 五、第二十六条乃至第二十八条の職業補導に要する費用 七(ママ)、第三十条の国立ハンゼン氏病研究所の設置及び管理に要する費用 八、第三十四条のハンゼン氏(ママ)予防年金に要する費用 九、第四十一条の保育施設の設置及び管理に要する費用	第五章　費　用 略	第五章　費用 (都道府県の支弁) 第二十三条　都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。 一　第五条第一項の規定による診察に要する費用 二　第六条の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県の職員が附き添つた場合におけるその附添に要する費用 三　第八条及び第九条の規定による消毒及び廃棄に要する費用 四　第九条第三項の規定による損失の補償に要する費用 五　第十九条の規定による一時救護に要する費用 六　第二十条に規定する一時救護所の設置及び運営に要する費用

		十、第四十五条の一時救護の為に要する費用 十一、第五十条の補助の為に要する費用 十二、其の他、本法の条項を施行するのに要する費用
	第六章　雑則 （訴願） 第二十八條　この法律又はこの法律に基いて發する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分（第九條第四項の規定による補償金額の決定処分を除く。）に不服がある者は厚生大臣に訴願することができる。 2　厚生大臣は、前項の訴願がらいを伝染させるおそれがある患者であるという診断に基く処分に対してその診断を受けた者が提起したものであつて、且つ、その不服の理由が、その診断の結果を争うものであるときは、その訴願の裁決前、第五條第二項の規定に準じて厚生大臣が指定する二人以上の医師をして、その者を診察させなければならない。この場合において、訴願人は、自己の指定する医師を自己の費用により、その診察に立ち会わせることができる。	（国庫の負担） 第二十四条　国庫は、政令の定めるところにより、都道府県が支弁する前条各号に掲げる費用について、その二分の一を負担する。
	第六章　雑則 （訴願） 第二十五条　この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分（第九条第五項の規定による補償金額の決定処分を除く。）に不服がある者は、厚生大臣に訴願することができる。 2　厚生大臣は、前項の訴願がらいを伝染させるおそれがある患者であるとの診断に基く処分に対してその診断を受けた者が提起したものであつて、且つ、その不服の理由が、その診断の結果を争うものであるときは、その訴願の裁決前、第五条第二項の規定に準じて厚生大臣が指定する二人以上の医師をして、その者を診察させなければならない。この場合において、訴願人は、自己の指定する医師を、自己の費用により、その診察に立ち会わせることができる。 3　第五条第三項の規定は、前項の医師について準用する。	

第十～十一条		
		第九章　罰則 第五十一条　医師若しくは医師であった者、又はハンゼン氏病予防の事務に従事する、若くは従事したことのある公務員が、その職務執行に関して知得した患者の氏名、住所、本籍、病名其の他、ハンゼン氏病であることを推知し得る事項を、正当の理由なく漏らした場合は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
	（罰則） 第二十九条　医師、保健婦、看護婦若しくは準看護婦又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。 一　患者若しくはその親族であること、又はあつたこと。 二　患者であつた者の親族であること、又はあつたこと。 2　前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。	第三十條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。 一　第四條第一項の規定による届出を怠つた者 二　第五條第一項の規定による医師の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者 三　第八條又は第九條第一項の規定による命令に従わなかつた者 四　第八條又は第九條第一項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者
	（罰則） 第二十六条　医師、保健婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。 一　患者若しくはその親族であること、又はあつたこと。 二　患者であつた者の親族であること、又はあつたこと。 2　前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。	第二十七条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。 一　第四条第一項の規定による届出を怠つた者 二　第五条第一項の規定による医師の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者 三　第九条第一項の規定による物件の授与の制限又は禁止の処分に従わなかつた者 四　第八条第二項又は第九条第二項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第十條第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 六　第十條第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした者 七　第二十一條の規定に違反した者		
第三十一條　左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 一　第十五條第一項の規定に違反して国立療養所の区域外に出た者 二　第十六條第一項の規定により国立療養所の区域外に出て、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかつた者 三　第十七條第一項の規定により許可を受けて国立療養所の区域外に出て、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかつた者 2　前項第一号に掲げる者が国立療養所の区域外に出てから二十四時間内に帰所したとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる者が都道府県知事若しくは所長の勧告を受けてその指定する期間までに帰所したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。但し、常習として第十五條第一項の規定に違反して国立療養所の区域外に出た者についてはこの限りでない。		
	五　第十条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 六　第十条第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした者 七　第十八条の規定に違反した者	
	第二十八条　左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。 一　第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者 二　第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかつた者 三　第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかつた者	

第五条			
附則一 〈私立ハンゼン氏病療養所に対する補助〉 ① 国は政令の定めるところにより、現存の私立ハンゼン氏病療養所の施設の維持及び経営に要する費用の一部を補助しなければならない。 附則 ① この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。 但し第三十四条より第四十条に至る規定は同年十月一日から施行する。 〈旧癩予防法の廃止〉 ② 癩予防法（明治四十年勅令第二八四号、昭和六年勅令第一八〇号）及び国立療養所患者懲戒検束規定（昭和十六年厚生省認可）は、これを廃止する。 出典 文書綴「昭和二十九年度　参考書　評議員会」 長島愛生園入所者自治会所蔵		附則 略 出典『全患協ニュースNo.27』1953年4月1日	附則 （施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。 （旧法の廃止） 2 癩予防法（明治四十年法律第十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。 （伝染病届出規則の一部改正） 3 伝染病届出規則（昭和二十二年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。 第一条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。 第五条中「癩、」及び「癩予防法、」を削る。 （厚生省設置法の一部改正） 4 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。 第五条中第二十九号を次のように改める。 二十九　削除 5 出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。 第五条第一項第一号中「癩予防法（明治四十年法律第十一号）」を「らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）」に改める。 第二十四条第四号ハを次のように改める。 ハ らい予防法の適用を受けているらい患者 （地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の一部改正） 6 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律（昭和二十八

年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

（届出に関する経過規定）

7　この法律の施行前にらい患者の転帰を診断し、若しくはらい患者の死体を検案した医師又はらいにかかつている患者を診断した医師のなすべき届出については、なお従前の例による。

（従業禁止に関する経過規定）

8　この法律の施行の際、現に旧法第二条ノ二の規定により職業に従事することを禁止されている者は、第七条第一項の規定により業務に従事することを禁止されている者とみなす。

（診察に関する経過規定）

9　旧法第九条第一項の規定により行われた検診は、第五条第一項の規定により行われた診察とみなす。

（罰則に関する経過規定）

10　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法務大臣　犬養　健
大蔵大臣　小笠原三九郎
厚生大臣　山県　勝見
内閣総理大臣　吉田　茂

第六条 従業禁止と入所による損失の補償は規定なし			出典『官報　第7984号』昭和28年8月15日